平成16年9月7日 交通政策審議会 港湾分科会 第2回環境部会 資料-2

今後の港湾環境政策の基本的な方向 (中間報告骨子案)

国土交通省港湾局

1.序論

- (1)港湾における環境への取組の経緯
- (2)港湾環境政策における課題
- (3)港湾環境行政の新たな改革



2.基本理念

港湾行政のグリーン化

- (1)海に優しいみなとへの変革
- (2)都市と地球に優しいみなとへの変革
- (3)市民に優しいみなとへの変革



3. 今後の港湾環境政策の基本的な方向

- (1)港湾における環境政策の充実 多様な環境問題への対応 良好な環境の形成を主目的にした施策の展開 (環境政策の内在化)
- (2)環境施策の実施手法の見直し・充実 多様な主体との連携・協働 港湾行政の全段階における環境施策の充実 (環境施策の標準装備化) 広域的かつ総合的な取組の推進 ハードとソフトが一体となった取組の推進 環境データの蓄積と技術開発の推進



4 . 具体的方策

1. 序文

(1)港湾における環境への取組の経緯

1960年代、臨海部は埋立等により大規模に開発、工業地帯が形成。我が国の高度成長に貢献。

一方で公害問題が社会問題化。

港湾行政では、公害の防止を求める強い社会的要請を受けて、環境施 策を実施。

昭和 42 年度 廃油処理施設の整備

昭和 47 年度 公害防止対策事業を開始。

昭和 48 年度 港湾法及び公有水面埋立法の一部改正。他分野の社会

資本整備に先駆けて、計画策定時及び公有水面の埋立

免許時に環境アセスメントを実施。

港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施 設等を港湾法に位置づけ、<u>環境整備事業を本格的に実</u>

施。

昭和 49 年度 清掃船の建造を補助対象化

港湾区域外の一般海域における浮遊油・ごみの回収を

国の直轄事業として実施。

昭和 56 年度 広域臨海環境整備センター法を制定

昭和60年度 港湾整備の長期政策「21世紀への港湾」を策定し、

港湾空間のアメニティの向上を目標としたウォータ

ーフロント開発を推進。

昭和 62 年度 大阪湾で広域廃棄物埋立処分場の整備を実施

昭和63年度 海域環境創造事業(シーブルー事業)を実施。

平成6年度 「新たな港湾環境政策・港湾と共生する港湾<エコ

ポート>をめざして-」を策定。

平成 12 年度 港湾法の一部改正。環境の保全に配慮しつつ港湾の整

備等を図る旨を法目的に規定。

平成 14 年度 港湾を核とした総合的な静脈物流システム(リサイク

ルポート)に係る施策を展開。

(2)港湾環境政策における課題

3 大湾をはじめとする<u>閉鎖性海域等の水環境の改善は不十分</u>。

近年の<u>多様な環境問題に対するニーズへの対応、積極的な環境の形成</u> <u>に対する取組が不十分</u>。

環境意識の高まりなどにより、大規模な埋立等を伴う事業の中止や環境アセスメントの追加調査等を市民団体等から求められるなど、<u>合意</u>形成に疑問が投げかけられる事例が増加。

単独の港湾管理者や港湾行政だけの取組や従来のハード整備を中心とした取組では、十分な施策効果が上げられない環境問題が増加。

(3)港湾環境行政の新たな改革

交通政策審議会港湾分科会に環境部会を設置。

策定から 10 年が経過したエコポート政策とこれを指針として実施してきたこれまでの港湾施策を総点検。

港湾環境政策が取り組むべき新たな改革の方向を取りまとめ。

2. 基本理念

港湾や海洋における良好な環境の形成は港湾政策にとっての本来的 使命であるとの認識に立ち、環境の港湾行政の全段階において、環境 施策を実施する港湾行政のグリーン化を推進。

(1)海に優しいみなとへの変革

多くの生物が生息する美しい海を積極的に再生・創出

(関係施策)

水環境の改善、自然再生事業 等

(2)都市と地球に優しいみなとへの変革

都市環境、地球環境の改善に貢献する港を積極的に形成

(関係施策)

地球温暖化対策、大気汚染対策、ヒートアイランド対策、廃棄物対策 等

(3)市民に優しいみなとへの変革

行政の全段階において市民や NPO 等多様な主体と連携・協働した環境 施策を実施

(関係施策)

市民との連携・協働、情報公開、環境に係る計画の明確化 等 人と海辺の関係を再構築

(関係施策)

良好な景観形成、環境教育の促進、パブリックアクセスの整備 等

- 3. 今後の港湾環境政策の基本的な方向
- (1)港湾における環境政策の充実

多様な環境問題への対応

港湾に求められている多様な環境ニーズに対して、その緊急度や重要度を総合的に評価し、<u>施策の重点化及び優先度の明確化</u>。

地球温暖化、ヒートアイランド、廃棄物の投棄、エネルギー問題等 これまで港湾環境政策が十分に対応してこなかった問題への対応。 港湾空間全体を良好な環境に保全・改善しつつ、地球環境や都市環 境にも貢献していくため、<u>港湾や海洋における環境施策を充実</u>し、 多様な環境問題に対して積極的かつきめ細かに対応。

良好な環境の形成を主目的にした施策の展開(環境政策の内在化) 今日的な環境問題に的確に対応していくためには、環境の保全への 配慮だけでは不十分。

港湾や海洋における良好な環境の形成は港湾政策にとっての本来的使命であるとの認識。

<u>自然環境の保全・再生・創出や高度経済成長期等に港湾や海洋に蓄</u> 積した環境負荷を改善していくための施策を積極的に展開。

(2)環境施策の実施手法の見直し・充実

多様な主体との連携・協働

港湾整備事業の着工直前において、事業中止等を求める市民団体等からの指摘事例の増加は、港湾整備に対する市民の信頼を喪失させ、これが港湾整備を更に困難なものにするという悪循環を引き起こす要因となることが危惧。

港湾における環境への取組や目指すべき将来像等について、積極的に<u>市民へ情報を提供し、港湾環境政策に対する市民の理解と信頼の</u>醸成に努力。

多様な主体が連携・協働できる仕組づくりを行うとともに、各主体の<u>広範なニーズの吸い上げに努力</u>。

環境教育活動に対する支援等を通じて、港湾環境への市民の理解の 醸成を図るとともに、行政と NPO 等の連携・協働を推進。

- 港湾行政の全段階における環境施策の充実(環境施策の標準装備化) 港湾の整備における環境政策の実施手法を見直し、<u>港湾行政の全段</u> 階において、環境施策を実施。
- イ)構想・計画段階における環境施策の充実 港湾整備の構想・計画段階において、当該港湾全体の<u>環境に係る将</u> 来ビジョンやそれを実現するための取組方針を検討し、<u>市民に明示</u> していく手続きを充実。
- 口)設計・整備段階における環境施策の充実

港湾施設の設計・整備段階において、<u>環境への影響を科学的データ</u> <u>や知見に基づき十分に評価・検討し、環境施策の必要性や内容を検</u> 討するといった手続きを充実。

港湾整備事業におけるリサイクル材の活用を積極的に推進。 順応的管理手法を推進。

八)供用・廃止段階における環境施策の充実

港湾管理者は、港湾における諸活動による<u>環境負荷をモニタリング</u>し、把握するとともに、その<u>データや科学的な知見に基づき環境負</u>荷を軽減するための環境施策を適切に実施。

<u>既存港湾施設の老朽化等により施設を廃止・撤去等する場合には、</u> 自然に戻すことも含め検討。

施設廃止時のリサイクルの推進及び施設の延命化のための適切な維持管理を推進。

広域的かつ総合的な取組の推進

都市部局等の<u>関係機関との積極的な連携のもと、総合的かつ集中的</u>な施策の投入。

閉鎖性海域を<u>一体的かつ広域的に捉えた環境計画の策定、港湾区域</u>にとらわれない環境施策の展開を検討。

国際的な視点に立った環境施策の推進。

ハードとソフトが一体となった取組の推進

規制措置や環境管理の充実といった<u>ソフト面の施策をあわせて講じる</u>ことにより、政策効果を高める取組を推進。

環境データの蓄積と技術開発の推進

長期にわたる継続的なモニタリングの実施等により、<u>事業効果の確</u> <u>認と知見の蓄積</u>を推進。

先導的な技術開発については、リーディングプロジェクトと位置づけ積極的に実施。

環境の価値を適切に評価した費用対効果手法の開発。

干潟・藻場の再生技術や環境共生型施設の<u>環境負荷軽減効果に係る</u> 評価技術等の技術開発を推進。

浚渫土砂や建設土砂等の減容化・再資源化のための技術開発を推進。